

2020年度 臨時理事会議事録

一般社団法人鳥取県バスケットボール協会

日 時 2020年6月27日(日)9時30～9時45分

場 所 倉吉体育文化会館大修室 倉吉市山根529-2

出席者【理事】 藤縄 喜和、長谷川具章、牧 尚志、近藤 剛夫、西垣 宏紀、武内 秀俊
神田 竜馬、青山 太郎、蓑原 知也、小原 弘行、板井 寛典

【監事】 池原 浩一川上 和身、霜村 俊二

【事務局】 石黒 太樹

欠席者【理事】 増山 斉吾、甲斐 清、田中 博昭、大野 祐介、高田 貴志

1. 開 会

近藤専務理事が開会を宣して議事に入った。

2. 臨時理事会の成立(定款第39条)

近藤専務理事は、本日の出席者数が上記のとおりである旨を報告し、定款第39条に定める定足数を満たしているため本理事会が成立する事を宣言した。

3. 議長選出

定款第35条3項により藤縄会長が牧副会長を指名し議長に選出。

4. 議事録署名人の指名

定款第44条により藤縄会長、長谷川副会長、池原監事、川上監事、霜村監事の5名を議事録署名人に選出。

5. 議 案

裁定案件の懲戒処分について、承認を求める。

近藤専務理事が資料に沿って伊賀昭一氏への裁定案件について経緯、調査内容について説明し、懲戒処分案を2つ提案した。

説明の後、議長が意見を求めたところ次の意見が出た。

1年以上の懲戒処分が妥当と考え、JBAへ移管したが県協会へ差し戻しとなったことを考えれば、県協会として最大の処分の1年未満が妥当と思う。

9か月という期間の根拠が、この度は年度末までを考慮したとのことだが、今回の処分が今後の基準になると考えたとき、処分の時期によって期間が変わるのはいかがか。

これら慎重審議の後、案2(1年未満)の処分とすることで、本議案の賛否を議場に諮り、満場一致で承認された。

6. 閉 会

近藤専務理事は以上をもって本会議の議案全てを終了した旨を告げ、9時45分閉会を宣した。

上記議事の経過及び結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議長及び選出された議事録署名人は下記に記名、押印する。

2020年6月27日

2020年度 一般社団法人鳥取県バスケットボール協会 臨時理事会において

議 長 牧 尚 志

(副 会 長)

会 長 藤 縄 喜 和

副 会 長 長 谷 川 具 章

監 事 池 原 浩 一

監 事 川 上 和 身

監 事 霜 村 俊 二